

# 厚生労働省委託事業調査

秘

## 令和5年度 介護労働実態調査 事業所における介護労働実態調査 －事業所調査票－

ご回答いただいた内容は、（公財）介護労働安定センターの個人情報管理規定に従い厳重に管理し、介護労働実態調査の目的以外には使用いたしません。  
個人情報管理規程については以下をご覧ください。

<http://www.kaigo-center.or.jp/privacy.html>

（公財）介護労働安定センター

所在地  
法人名  
事業所名  
整理番号

\*宛名シールは、はがさないでください

↑ シールが剥がれた場合には、シールに記載されている7桁の整理番号、または貴事業所が所在する都道府県をご記入ください

はじめに、10月1日現在の貴事業所の運営状況を選択して下さい。

(どちらかあてはまる番号に○)

### 1. 休止・廃止

白紙のまま封筒に入れて  
投函してください

### 2. 運営中

下記の「記入方法等について」をお読み  
いただき、2ページへお進みください

## ご回答方法等について

- 1 黒のボールペンまたは鉛筆でご記入ください。
- 2 ご回答は、特に指定の無い限り、令和5年10月1日現在の貴事業所の状況をお答えください。  
(一人で事業所を運営されている場合もご回答をお願いいたします。)
- 3 貴事業所が所在する敷地内で、貴事業所を運営する法人が複数の介護保険サービス事業所を運営している場合  
特に断りのない限り、同一敷地内で最も事業収入が多い介護保険サービス事業の状況についてお答えください。  
なお、質問には同一敷地内の事業所すべてを網羅してご回答をお願いするものもありますので、ご回答は、貴敷地  
内での介護保険サービス事業全体を把握されている方にお願い申し上げます。
- 4 この調査票は**2023年10月31日（火）**までに、同封の白色の返信用封筒（切手不要）に入  
れて投函くださいますようお願い致します。
- 5 この調査票は下記URLよりダウンロードが可能です。ダウンロード後のファイルに直接入力し、メールで送信（ご回  
答）していただくことも可能です。また調査票を紛失した時や書き直しが必要な場合も同様です。  
印刷した調査票のご返送は、返信用封筒をご利用ください。
- 6 この調査についてご質問等がありましたら、以下の時間帯に担当までお問い合わせください。  
公益財団法人 介護労働安定センター 雇用管理課 介護労働実態調査担当  
お問合せ時間：平日 午前10時～午後0時、午後1時～午後5時（土、日、祝日を除く）

**問1、問2は、貴事業所が所属する法人全体についての質問です。**

問1 貴事業所の属する法人の種類は次のうちどれですか。 (○は1つ)

民間企業	1	医療法人	4	協同組合 (農協・生協)	7
社会福祉協議会	2	NPO (特定非営利活動法人)	5	地方自治体 (市区町村、広域連合を含む)	8
上記以外の社会福祉法人	3	社団法人・財団法人	6	その他( )	9

問2 ① 「法人全体」（全ての指定介護サービス事業所）の全従業員数（注）はおおよそ何人ですか。  
(○は1つ)

19人以下	20人～49人	50人～99人	100人～299人	300人～499人	500人以上
1	2	3	4	5	6

(注)

全従業員数とは、職種や役職等に関係なく、雇用関係のある在籍者の総数(常勤労働者換算ではない)をいいます。

(介護関係職種のみならず、管理者、事務職、調理員、栄養士、送迎運転手、清掃員等も全て含みます)

役員、派遣労働者、委託業務従事者は含みません。

この問2①では貴事業所が所属する法人の全従業員数、問6では貴事業所の全従業員数についてお答えください。

② 貴事業所が属する法人全体では貴事業所以外に別の指定介護サービスの事業所がありますか。  
(○は1つ)

他に事業所がある	他に事業所はない(貴事業所のみ)	
1	2	→ 間3へお進みください

③ ②にて「他に事業所がある」に○をつけた場合、同一敷地内に貴事業所以外の同法人の事業所がありますか。(○は1つ)

同一敷地内に別の事業所がある	同一敷地内に別の事業所がない
1	2

ここまででは「法人」についての質問でしたが、問3以降は「貴事業所」についての質問です。  
問2-③で「同一敷地内に別の事業所がある」に○をつけた場合、以降の質問は同一敷地内の複数事業所を1つの事業所とみなして回答してください。  
単独事業所の場合は、貴事業所について回答をお願いします。

問3 貴事業所並びに同一敷地内で実施している介護保険の指定介護サービス事業の種類は、次のうちどれにあてはまりますか。（あてはまる番号全てに○）

介護給付サービス			予防給付サービス			
居宅サービス	訪問介護	1	居宅サービス	介護予防訪問入浴介護	26	
	訪問入浴介護	2		介護予防訪問看護	27	
	訪問看護	3		介護予防訪問リハビリテーション	28	
	訪問リハビリテーション	4		介護予防居宅療養管理指導	29	
	居宅療養管理指導	5		介護予防通所リハビリテーション	30	
	通所介護	6		介護予防短期入所生活介護	31	
	通所リハビリテーション	7		介護予防短期入所療養介護	32	
	短期入所生活介護	8		介護予防特定施設入居者生活介護	33	
	短期入所療養介護	9		介護予防福祉用具貸与	34	
	特定施設入居者生活介護	10		特定介護予防福祉用具の販売	35	
	福祉用具貸与	11		介護予防認知症対応型通所介護	36	
	特定福祉用具の販売	12		介護予防小規模多機能型居宅介護	37	
地域密着型サービス	地域密着型通所介護	13		介護予防認知症対応型共同生活介護	38	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	14		介護予防支援	39	
	夜間対応型訪問介護	15	総合事業	第一号訪問事業	40	
	認知症対応型通所介護	16		訪問型サービス(A・B・C・D)	41	
	小規模多機能型居宅介護	17		第一号通所事業	42	
	看護小規模多機能型居宅介護	18		通所型サービス(A・B・C)	43	
	認知症対応型共同生活介護	19		生活支援サービス	44	
	地域密着型特定施設入居者生活介護	20	共生型	共生型訪問介護	45	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	21		共生型通所介護	46	
居宅介護支援				共生型短期入所生活介護	47	
サード施設	介護老人福祉施設	23		(看護)小規模多機能型居宅介護	48	
	介護老人保健施設	24				
	介護医療院(介護療養型医療施設)	25				

#### 問4 主とするサービス

上記の問3で○を付けたサービスの中から、主とするサービス（同一敷地内で実施しているサービスのうち、最も事業収入が多い介護保険の指定介護サービス事業）を1つ選び、その番号を記入してください。

番号

問5 ① 貴事業所の介護事業（介護保険の指定介護サービスに限らない）を開始した年月を記入してください。

・介護事業の開始 .....	西暦 年 月	(参考) 西暦2000年は平成12年です 西暦2020年は令和2年です
----------------	--------	--

(注)名称変更や合併した場合は、変更・合併前の事業所の開設年月または介護事業の開始年月を記入してください。

② 貴事業所は、職業安定法に基づく「家政婦（夫）に対する有料職業紹介事業者」（家政婦（夫）職業紹介所）を兼業していますか。兼業している場合、「介護保険サービス指定事業者」としての収入と「家政婦（夫）に対する有料職業紹介事業者」としての収入ではどちらのほうが多いですか。

家政婦（夫）に対する有料職業紹介事業者を兼業している	家政婦（夫）職業紹介事業の収入の方が多い	1
	介護保険サービス指定事業者の収入の方が多い	2
家政婦（夫）に対する有料職業紹介事業者を兼業していない		3

問6 ① 貴事業所の介護保険の指定介護サービス事業に従事している全従業員数（注）は、2023年10月1日現在で何人ですか。

(注)雇用関係のある在籍者の総数で、役員、派遣労働者、委託業務従事者は含みません。

4人以下	5人～9人	10人～19人	20人～49人	50人～99人	100人以上
1	2	3	4	5	6

② ①の貴事業所の全従業員数のうち、訪問介護員及び介護職員として勤務している職員の雇用形態別の内訳を記入して下さい。

		訪問介護員（注1）	介護職員（注2）
無期雇用者（注3）	計	人	人
フルタイム勤務		人	人
短時間勤務（注4）		人	人
有期雇用者	計	人	人
フルタイム勤務		人	人
短時間勤務（注4）（注5）		人	人

※該当者がいない欄は  
「0」（ゼロ）をご記入  
ください。

(注1) 介護保険法の指定を受けた訪問介護事業所で働き、高齢者等の家庭を訪問して、家事などの生活援助、入浴などの身体介護を行う方をいいます。

なお兼務している職員については、主として従事する仕事（職種）にのみ記入してください。ただしサービス提供責任者（指定訪問介護サービスのみ該当）と訪問介護員を兼務している場合は「サービス提供責任者」として考え、「訪問介護員」には計上しないでください。

(注2) 介護保険法の訪問介護以外の指定介護事業所で働き、直接介護を行う者をいいます（看護職は含まない）。

(注3) 雇用期間の定めのない方をいいます。

(注4) 1日の勤務時間又は1月の勤務日数がフルタイムより短い方をいいます。

(注5) いわゆる登録型雇用・スポット雇用の者（委託業務従事者は含まない）は、一般的に「有期雇用者」の「短時間勤務」に該当することになります。

③ 貴事業所において2023年10月1日現在で受け入れている「派遣労働者」のうち、訪問介護員及び介護職員として勤務している職員の数を記入して下さい。

	訪問介護員	介護職員
派遣労働者（注）	人	人

※該当者がいない欄は  
「0」（ゼロ）をご記入  
ください。

(注) 労働者派遣事業者に雇用されて貴事業所に派遣される派遣労働者をいいます。

問7 貴事業所の従業員の在籍者数・採用者数・離職者数についてお尋ねします。

① 「訪問介護員・介護職員」について、2023年10月1日現在の在職者数と、過去1年間（2022年10月1日～2023年9月30日）の採用者数・離職者数を、性別・年齢階層別に区分して記入してください。（注1）

年齢階層は、2023年9月30日現在の年齢で区分してください。

		1. 訪問介護員			2. 介護職員		
		在籍者数	採用者数	離職者数 (注2)	在籍者数	採用者数	離職者数 (注2)
<b>※該当者がいない欄は「0」(ゼロ)をご記入ください。</b>							
性別	男性	人	人	人	人	人	人
年齢階層別 (注3)	女性	人	人	人	人	人	人
	65歳以上	1958(昭和33)年9月30日生以前	人	人	人	人	人
	64～60歳	1958(昭和33)年10月1日生～1963(昭和38)年9月30日生	人	人	人	人	人
	59～50歳	1963(昭和38)年10月1日生～1973(昭和48)年9月30日生	人	人	人	人	人
	49～40歳	1973(昭和48)年10月1日生～1983(昭和58)年9月30日生	人	人	人	人	人
	39～30歳	1983(昭和58)年10月1日生～1993(平成5)年9月30日生	人	人	人	人	人
29歳以下		1993(平成5)年10月1日生以降	人	人	人	人	人
合計		人	人	人	人	人	人

② 「訪問介護員・介護職員」の過去1年間（2022年10月1日～2023年9月30日）の採用者数を採用経路別に記入してください。  
また、そのうち2023年10月1日で既に離職している方の数を記入してください。（注1）

		採用者数	うち既に離職している者の数	採用者数	うち既に離職している者の数
<b>※該当者がいない欄は「0」(ゼロ)をご記入ください。</b>					
採用経路別	ハローワークの紹介				
	福祉人材センター(社会福祉協議会)の紹介				
	有料職業紹介				
	職員等からの紹介(縁故)				
	ネット・求人情報誌・チラシ等を通じた直接応募				
	学校の紹介や職場実習などその他の経路				
	不明				
合計					

(注1) 貴事業所で雇用関係のある在籍者(役員、派遣労働者、委託業務従事者は含まず)の数を記入してください。

(注2) 「離職者」とは、調査対象期間中に事業所を退職したり、解雇された方をいい、他企業への出向者・出向復帰者を含み、同一企業内の転出入者、産休・育児休暇取得中の方を除きます。

(注3) 年齢は法律上では誕生日前に1歳加算しますが、ここでは誕生日に1歳加算する一般的な方法で計算します。

③ 「訪問介護員・介護職員」の在職者の貴事業所における勤続年数は、2023年10月1日現在で平均しておよそ何年ですか。

年

(注) 1年未満の端数は、6ヶ月未満を切り捨て、6ヶ月以上を切り上げとし、整数でお答えください。  
貴事業所が設置から6ヶ月を経過していない場合などは0年となります。

④ 次の5職種について、2023年10月1日現在の在籍者数と、過去1年間（2022年10月1日～2023年9月30日）の採用者数・離職者数を記入してください。(注1)

※該当者がいない欄は「0」(ゼロ)をご記入ください。	3. サービス提供責任者	4. 生活相談員	5. 看護職員	6. PT・OT・ST等(注2)	7. 介護支援専門員
	在籍者数	人	人	人	人
採用者数	人	人	人	人	人
離職者数	人	人	人	人	人

(注1) 資格ではなく、従事している仕事(職種)に着目して記入してください。

なお兼務している職員については、主として従事する仕事(職種)にのみ記入してください。ただしサービス提供責任者(指定訪問介護サービスのみ該当)と訪問介護員を兼務している場合は「サービス提供責任者」として考え、この④の3に計上し、問6②(4ページ)・問7①②(5ページ)の「訪問介護員」には計上しないでください。

(注2) PT(理学療法士)、OT(作業療法士)、ST(言語療法士)等の機能訓練指導員。

問8 ① 貴事業所では、従業員の職種別過不足の状況は次のうちどれにあてはまりますか。

(注) 資格保有者ではなく、その仕事(職種)に就く方について記入してください。

(それぞれの職種で○は1つ)	職種別過不足状況					当該職種 はい/ない
	大いに不足	不足	やや不足	適当	過剰	
1. 訪問介護員	1	2	3	4	5	6
2. 介護職員	1	2	3	4	5	6
3. サービス提供責任者	1	2	3	4	5	6
4. 生活相談員	1	2	3	4	5	6
5. 看護職員	1	2	3	4	5	6
6. PT・OT・ST等	1	2	3	4	5	6
7. 介護支援専門員	1	2	3	4	5	6
8. 全体でみた場合 (上記の1～7について)	1	2	3	4	5	

「1. 訪問介護員」または「2. 介護職員」について、「大いに不足」「不足」「やや不足」(上表の太枠内の1、2、3)のいずれかに○をした場合、次の②に進んでください。

そうでない場合は問9に進んで下さい。

- ② 問8①（前ページ）において、「訪問介護員」または「介護職員」が「大いに不足」「不足」「やや不足」のいずれかである場合、その不足によって次の各項目にどのような影響がでていますか。

（各項目ごとに○は1つ）

	当てはまる	やや 当てはまる	当てはまらない
各職員の勤務時間の長さ・シフトのきつさ	1	2	3
各職員の時間当たりの業務負担の重さ・余裕のなさ	1	2	3
介護の質（注）の低下	1	2	3
利用者の受け入れの抑制	1	2	3

（注）「介護の質」とは、ここでは、単にケアプランに記載された事項が最低限実行されているかどうかではなく、個々のケアにおいて、尊厳確保・虐待防止、QOL確保、自立支援に対する配慮がなされ、利用者の満足度を高める取組みがなされているかどうかをいいます。

#### 問9 （ここからは全ての方にお伺いします）

貴事業所では従業員の採用活動において、どのようなことを行っていますか。

（あてはまる番号に○（1～9は複数選択可））

ハローワークや福祉人材センターに求人申込後、担当者に相談している	1
有料職業紹介所を活用している	2
職員や知人と連絡を密にとり、人材についての情報提供を受けている	3
民間の有料求人情報サイトを活用している	4
自事業所のホームページを応募者へのアピールを主目的にした内容にしている	5
SNS（注）を活用して自事業所のアピールポイントを応募者へ発信している	6
職場体験、職場実習の受け入れを実施している	7
就職セミナー、採用説明会に参加・実施している	8
その他（ ）	9
特に行っていない	10

（注）LINE、Twitter（現・X）、Facebook、Instagram、YouTubeなど

問10 ① 貴事業所では、過去1年間（2022年10月1日～2023年9月30日）に採用した従業員の人数や質をどのように評価していますか。（○は1つ）

人数・質ともに確保できている	1		
人数は確保できているが、質には満足していない	2		②へ お進みください
質には満足だが、人数は確保できていない	3		
人数・質ともに確保できていない	4		問11へ お進みください
過去1年間、従業員は採用していない	5		

② ①で「1」「2」「3」のいずれかに○を付けた事業所において、従業員の採用の人数または質の確保ができているのはどのような理由によるとお考えですか。（あてはまる番号全てに○）

採用活動の工夫(前ページの問9で回答した内容)が効果をあげたため	1
労働条件	賃金水準が比較的高いこと 2
仕事の内容	残業が少ない、有給休暇をとりやすい、シフトがきつないこと 3
職場のコミュニケーションと環境	介護の質(注)が高いこと 4
	仕事の魅力ややりがいがあること 5
求人内容や採用活動における事業所の魅力のアピールが効いたため	職場の人間関係がよいこと 6
	事業所・施設の設備・環境が働きやすいこと 7
	介護ロボット・ICT機器等の導入、業務改善等により業務負担の軽減を図っていること 8
	仕事と家庭(育児・介護)の両立の支援を充実させていること 9
評価と能力開発	職場内でのキャリアアップの道筋を明確化していること 10
	能力や仕事ぶりをしっかり評価し、賃金などの処遇に反映していること 11
	社内外で研修を受講できる機会を充実させていること 12
地元での評判が良いため	13
その他( )	14

(注)「介護の質」は、尊厳確保・虐待防止、QOL確保、自立支援に対する配慮がなされ、利用者の満足度を高める取組みがなされているかどうかをいいます。

問11（ここからは全ての方にお伺いします）

貴事業所の従業員の現在の定着状況についてどのように思われますか。（○は1つ）

定着率が低く困っている	定着率は低いが困っていない	定着率は低くない
1	2	3

問12 貴事業所では、従業員の早期離職防止や定着促進を図るために、どのような方策を行っていますか。またそれらのうち、実質的に効果があったと感じているものはどれですか。

(あてはまる番号に○(1~19は複数選択可能))

※「効果があった」は、「行っている」に○を付けた項目の中から選択してください

		行って いる	効果が あった
労 働 条 件	賃金水準を向上させている	1	1
	残業削減、有給休暇の取得促進、シフトの見直し等を進めている	2	2
	仕事の内容は変えずに、労働時間や労働日を本人の希望で柔軟に対応している	3	3
	本人の希望・能力開発・同僚との人間関係などに配慮した配置(人事異動)を行っている	4	4
仕 事 の 内 容	職場のミーティング等で、介護の質を高めるための価値観や行動基準を共有している	5	5
	現場の裁量で自分たちの創意工夫を活かせるようにしている	6	6
コ ミ ュ ニ ケ ー シ ヨ ン	ハラスメントのない人間関係のよい職場づくりをしている	7	7
	仕事上のコミュニケーションの円滑化を図っている(上司との定期面談、定期的なミーティング、意見交換会など)	8	8
	仕事外での職員間の交流を深めている	9	9
	悩み、不満、不安などがある場合に上司以外に相談できる担当者・相談窓口を設けている(メンタルヘルス対策を含む)	10	10
職 場 環 境	事業所・施設の設備・環境を働きやすいものに改善している	11	11
	介護ロボット・ICT機器等の導入、業務改善等により業務負担の軽減を進めている	12	12
	健康対策や健康管理に力を入れている	13	13
	仕事と家庭(育児・介護)の両立を支援するための、休業・休暇・短時間労働などの法制度の活用を促進している	14	14
	託児所設置や保育費用支援等の法人独自の子育て支援策を設けている	15	15
評 価 と 能 力 開 発	職場内でのキャリアアップの道筋を明確化している	16	16
	能力や仕事ぶりをしっかり評価し、賃金などの処遇に反映している	17	17
	社内外で研修を受講できる機会を充実させている	18	18
その他( )	)	19	19
特に方策はとっていない		20	
効果のあるものはない			21

問13 ① 貴事業所では、5年ぐらい前（注1）と比較して、「訪問介護員・介護職員」の離職率（注2）の増減はどのような傾向にありますか。（○は1つ）

離職率は低下(定着率は上昇)傾向にある	1		②へ お進みください
増減があり傾向はわからない	2		
ほぼ変化はない	3		
離職率は上昇(定着率は低下)傾向にある	4		問14へ お進みください
当事業所では訪問介護員・介護職員は雇用していない	5		

② 貴事業所において、5年ぐらい前（注1）と比較して「訪問介護員・介護職員」の離職率（注2）が低下している理由として、次のどれが該当すると考えますか。（あてはまる番号全てに○）

採用	訪問介護員・介護職員として適性がない方の応募自体が減ったため	1
	訪問介護員・介護職員として適性がない方を採用しないようにしたため	2
労働条件	賃金水準が向上したため	3
	残業削減、有給休暇の取得促進、シフトの見直し等を進めたため	4
	定年延長や定年後の継続雇用が進み、定年や継続雇用期間満了による退職者が減ったため	5
仕事の内容	職場全体で介護の質を高めるための意識を共有したため	6
職場のコミュニケーションと環境	職場の人間関係がよくなつたため	7
	事業所・施設の設備・環境を働きやすいものに改善したため	8
	介護ロボット・ICT機器等の導入、業務改善等により業務負担の軽減を進めているため	9
	仕事と家庭(育児・介護)の両立の支援を充実させたため	10
評価と能力開発	職場内でのキャリアアップの道筋を明確化したため	11
	能力や仕事ぶりをしっかり評価し、賃金などの待遇に反映しているため	12
	社内外で研修を受講できる機会を充実させたため	13
コロナ禍で転職活動が低調となったため(2020年以降)		14
その他( )		15

(注1) 貴事業所が設立5年未満の場合は、設立当時と比較してください。

(注2) 「離職率」とは、任意のある時点の「雇用関係のある在籍者」の数に対する、「その後1年間に退職したり、解雇された方」の数(他企業への出向者、出向復帰者を含み、同一法人間での転出入者、産休・育児休暇取得の方は除きます。)の割合を言います。訪問介護員と介護職員について、ある時点の在籍者が100人であって、その後1年間に10人が退職したり、解雇された方がいた場合、離職率は10%となります。

問14（ここからは全ての方にお伺いします）

介護保険の指定介護サービス事業を運営する上での、貴事業所の課題として該当するものは次のうちどれにあてますか。（あてはまる番号に○（1～15は最大3つまで選択可））

今の介護報酬では、人材の確保・定着のために十分な賃金を払えない	1
経営(収支)が苦しく、労働条件や労働環境改善をしたくても出来ない	2
良質な人材の確保が難しい	3
新規利用者の確保が難しい	4
介護従事者の介護業務に関する知識や技術が不足している	5
介護従事者の介護業務に臨む意欲や姿勢に問題がある	6
管理者の指導・管理能力が不足している	7
教育・研修の時間が十分に取れない	8
介護従事者間のコミュニケーションが不足している	9
経営者・管理者と職員間のコミュニケーションが不足している	10
利用者や利用者の家族の介護サービスに対する理解が不足している	11
介護保険の改正等についての的確な情報や説明が得られない	12
指定介護サービス提供に関する書類作成が煩雑で、時間に追われている	13
雇用管理等についての情報や指導が不足している	14
その他（）	15
特に問題はない	16

問15①「雇用管理責任者」（注）について知っていますか。（○は1つ）

（注）雇用管理責任者とは「介護労働者の雇用管理の改善への取り組み」、「介護労働者からの相談への対応」、「その他介護労働者の雇用管理の改善等に関する管理業務」を担当する方をいいます。

どのようなことをする方がを含め、知っている	名前だけは聞いたことがある	知らない、今回初めて聞いた
1	2	3

② 貴事業所では、雇用管理責任者を選任していますか。（○は1つ）

選任している	1	③へお進みください
選任していない	2	問16へお進みください

③ 「選任している」に○をつけた事業所において、その方は「雇用管理責任者講習」（注）を受講したことがありますか。（○は1つ）

受講したことがある	受講したことがない
1	2

（注）「雇用管理責任者講習」とは雇用管理責任者が募集、採用、配置、昇進、降格、教育訓練、福利厚生、雇用形態の変更、退職、定年、解雇、労働契約の更新、労働時間、賃金等の雇用管理全般に関する知識やノウハウを取得するために行われる講習のこと。

問16（ここからは全ての方にお伺いします）

貴事業所では、職員に何か悩みがある場合、雇用管理責任者またはそれ以外で相談できる窓口や担当者がいますか。（○は1つ）

ある（いる）	ない（いない）	わからない
1	2	3

問17 ① 貴事業所における介護ロボット・ICT機器等の導入・利用状況や今後の導入予定についてお尋ねします。下記の機器や機能ごとに、該当するものを選んで記入してください。

		既に導入している	導入していない			
		日常的に利用している	日常的には利用していない	導入を検討している	導入は検討していない	貴事業所の業務に関係がない
(それぞれの項目ごとに1~5の中から○は1つ)						
パソコンによつて 利用する <b>介護ソフト</b> (介護事業所の業務に特化したソフト)	利用者情報(ケア記録・ケアプラン等)の入力・保存・転記の機能	1	2	3	4	5
	職員間で報告・連絡・相談を行うためのグループウェアの機能	1	2	3	4	5
	シフト管理・勤怠管理・給与計算・配車管理等の機能	1	2	3	4	5
	入力した音声を文章(テキスト)に変える機能	1	2	3	4	5
	各種の介護ロボットとの間のデータの収集・蓄積・利用の一元処理機能	1	2	3	4	5
	その他の機能 (注1)	1	2	3	4	5
介護業務用のアプリが 入った <b>タブレット端末・スマートフォン</b>	利用者情報(ケア記録・ケアプラン等)の入力の機能	1	2	3	4	5
	入力した音声を文章(テキスト)に変える機能	1	2	3	4	5
	他の職員との間で業務連絡できる機能	1	2	3	4	5
施設の 居室内に 設置する <b>見守りセンサー</b>	ベッドセンサー(マット型・内蔵型)	1	2	3	4	5
	カメラ型センサー	1	2	3	4	5
	それ以外のセンサー(天井・壁・机上・床・ドア・便器等に設置するカメラ型以外のもの)	1	2	3	4	5
施設内の無線ナースコール機器		1	2	3	4	5
インカム、ネックスピーカー		1	2	3	4	5
施設内のICT機器同士の通信のためのWiFi設備		1	2	3	4	5

(次ページへ続く)



(前ページから続く)

	既に導入している		導入していない		
	日常的に利用している	日常的に利用していない	導入を検討している	導入は検討していない	貴事業所の業務に関係がない
移乗を支援する介護ロボット(マッスルスーツなど)(注2)	1	2	3	4	5
利用者の移動を支援する介護ロボット(注2)	1	2	3	4	5
排泄を支援する介護ロボット(注2)	1	2	3	4	5
利用者との間で双方向コミュニケーションをとる介護ロボット(注2)	1	2	3	4	5
利用者宅に設置し、利用者の転倒等の異常を感知した際に自動的に通報する介護ロボット(注2)	1	2	3	4	5
入浴を支援する介護ロボット(注2)	1	2	3	4	5

導入している機器・機能が1つでもある場合は②へ、1つもない場合は問18へ進んでください

(注1) 「その他の機能」には、「介護保険請求システム(電子請求受付システム)」、「LIFE(科学的介護情報システム)」、「ケアプランデータ連携システム」とデータ連携する機能などがあります。

(注2) 介護ロボットの具体例は、「介護ロボットポータルサイト」(<https://www.robotcare.jp/jp/development/index>)などをご覧ください。

② ①でお答えいただいた介護ロボット・ICT機器等の導入の効果について、どのように評価していますか。 (それぞれの項目ごとに○は1つ)

	効果があつた	やや効果があつた	特に変化はなかつた	かえってマイナスとなつた	わからない	夜間業務がない
昼間の業務負担の軽減	1	2	3	4	5	
夜間の業務負担の軽減	1	2	3	4	5	6
勤務時間(残業など)の短縮	1	2	3	4	5	
業務の活性化	1	2	3	4	5	
介護の質の向上	1	2	3	4	5	

問18（ここからは全ての方にお伺いします）

貴事業所において介護ロボット・ICT機器等の導入を契機に行つたこととして該当することはどれでしょうか。（あてはまる番号に○（1～11は複数選択可））

事業所内で介護ロボット・ICT機器等の導入の推進体制(責任者やプロジェクトチーム)を整備した	1	
介護ロボット・ICT機器等を活用した業務に関する職員の意識改革を図った	2	
4S運動(整理・整頓・清掃・清潔)を徹底した	3	
各職員の業務分担を明確化した	4	
	特定の業務を専門的に行う担当者を設けた	5
各職員の業務分担を見直した	業務を全員が同じようにできるよう少しづつ分担した	6
	適材適所で各職員ごとに担当業務を見直した	7
介護業務以外の周辺業務を介護助手や外部業者に任せた	8	
ムダな業務や手順を洗い出して廃止・簡素化した	9	
業務の手順・流れ(オペレーション)自体の見直しを行つた	10	
介護ロボット・ICT機器等の導入当初は効果が出なかったが効果が出るまで取り組んだ	11	
職員体制や業務自体の見直しは特に図っていない	12	
貴事業所では介護ロボット・ICT機器等は導入していない	13	

問19 介護ロボット・ICT機器等の導入についてはどのような課題があるとお考えですか。

(あてはまる番号に○（1～11は複数選択可）)

どのような介護ロボット・ICT機器等があるかわからない	1
導入コストが高い	2
投資に見合うだけの効果がない(事業規模から考えて必要ない)	3
介護現場の実態に適う介護ロボット・ICT機器等がない、現場の役に立つものがない	4
貴事業所にあった介護ロボット・ICT機器等がどれか選定できない	5
導入の効果をあげるために、どのような手順を踏んでいいかわからない	6
現場職員が技術的に使いこなせるか心配	7
導入の推進役となりうる介護ロボット・ICT機器等に詳しい方が事業所にいない	8
導入について経営トップ層の理解を得られない	9
その他( )	10
特に課題はない	11

問20 ① 貴事業所では、下記1～8の在留資格で介護の仕事をしている外国籍労働者はいますか。  
(あてはまる番号に○(1～8は複数選択可))

在留資格「介護」(貴法人で直接受け入れ)	1
在留資格「介護」(他法人からの転職)	2
EPA(経済連携協定)による受け入れ(貴法人で直接受け入れ)	3
EPA(経済連携協定)による受け入れ(他法人からの転職)	4
在留資格「特定技能1号」(貴法人で直接受け入れ)	5
在留資格「特定技能1号」(他法人からの転職)	6
技能実習生	7
留学生	8
介護の仕事を業務とする外国籍労働者として1～8のいずれも受け入れていない	9

② ①で1～8の在留資格で介護の仕事をしている外国籍労働者がいる事業所において、今後の受け入れ方針をどのようにお考えですか。(○は1つ)

③ ①で1～8のいずれも受け入れていない事業所において、今後の受け入れについてどのようにお考えですか。(○は1つ)

今後、新たな受け入れはしない予定	1	今後も受け入れようとは思わない	1
現在の外国籍労働者数の水準を補充する程度の受け入れをする	2	受け入れたいが、どういう手続きを進めれば受け入れられるかわからない	2
今後、積極的に受け入れを拡大していく	3	今後、受け入れを検討してみたい	3

④へ  
お進みください

④ ②の2、3または、③の2、3に○をつけた事業所では、どのような在留資格の外国籍労働者の受け入れを考えていますか。(あてはまる番号に○(1～5は複数選択可))

在留資格「介護」	1
EPA(経済連携協定)による受け入れ	2
在留資格「特定技能1号」	3
技能実習生	4
留学生	5
どの区分で受け入れるか特に決めていない	6

以上で質問は終了です。

お忙しいところ、調査にご協力いただきまして  
ありがとうございました。

同封の返信用封筒（切手不要）にて、  
2023年10月31日（火）までに  
投函していただきますようお願ひいたします。

【返信用封筒を紛失された場合】  
下記URLに貼付用の返信用「宛名」（切手不要）が  
載っておりますので、ご利用ください。  
URL <http://www.kaigo-center.or.jp/report/index.html>

調査結果につきましては、  
以下のホームページに掲載する予定です。

**公益財団法人 介護労働安定センター**  
**URL <http://www.kaigo-center.or.jp>**

※（公財）介護労働安定センターは、介護労働者の福祉の増進を図ることを目的として「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（平成4年法律第63号）に基づき厚生労働大臣から指定を受けた全国組織の公益法人です。

ー私たちの理念ー  
介護を未来にわたって支えるため、働きやすい、働きがいのある職場づくりに貢献します